

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第 7 号

損害賠償の額の決定について

八条ヶ池における事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和 8 年 7 月 1 4 日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

京都市南区久世在住の者

2 事故の概要

令和 8 年 2 月 7 日午後 4 時頃、相手方が八条ヶ池に設置されたベンチの座面端に手をついた際、固定ビスの脱落により座面が浮き上がって顔に当たり、相手方が負傷した。

3 損害賠償の額

4, 3 0 0 円